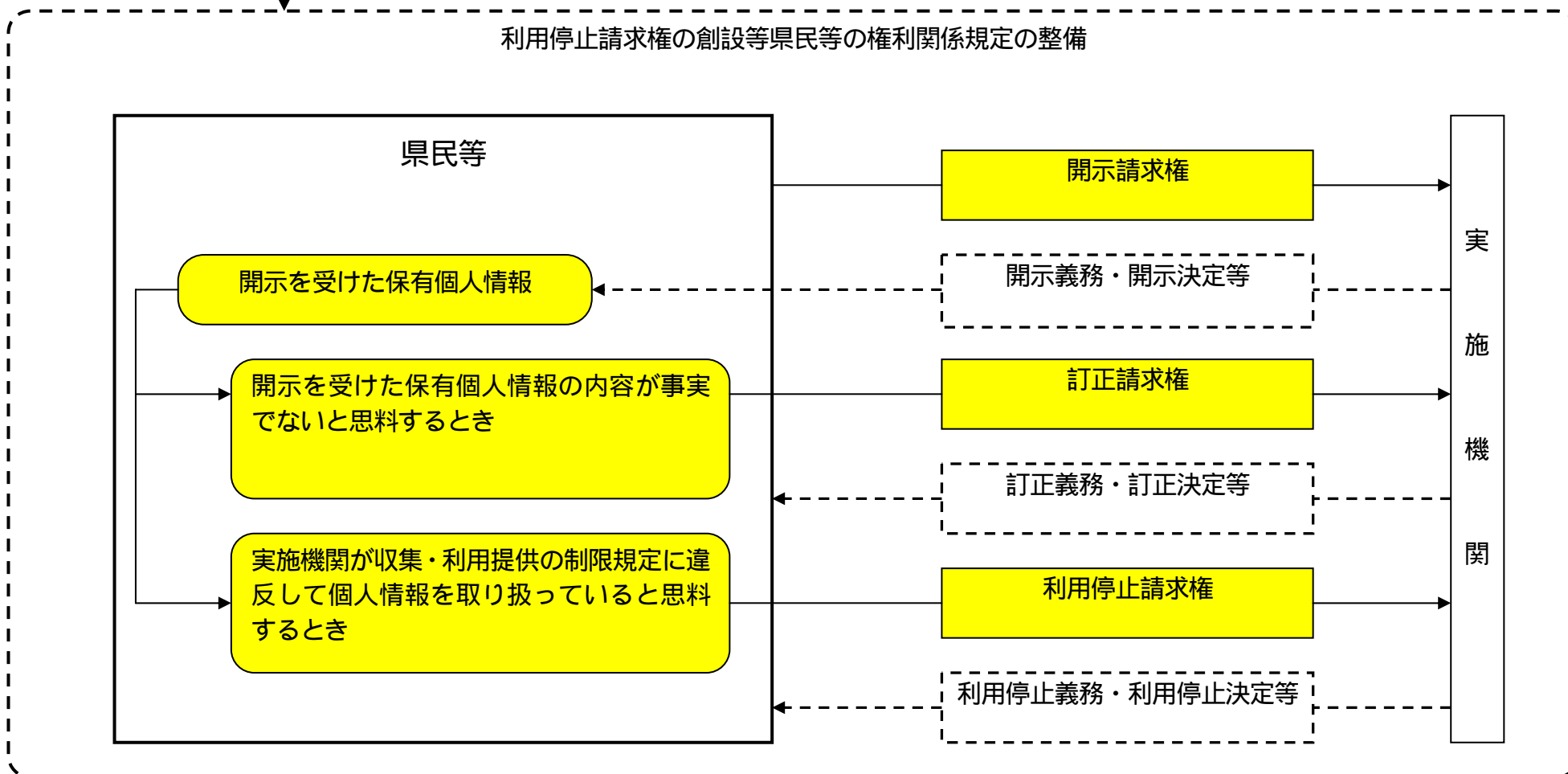
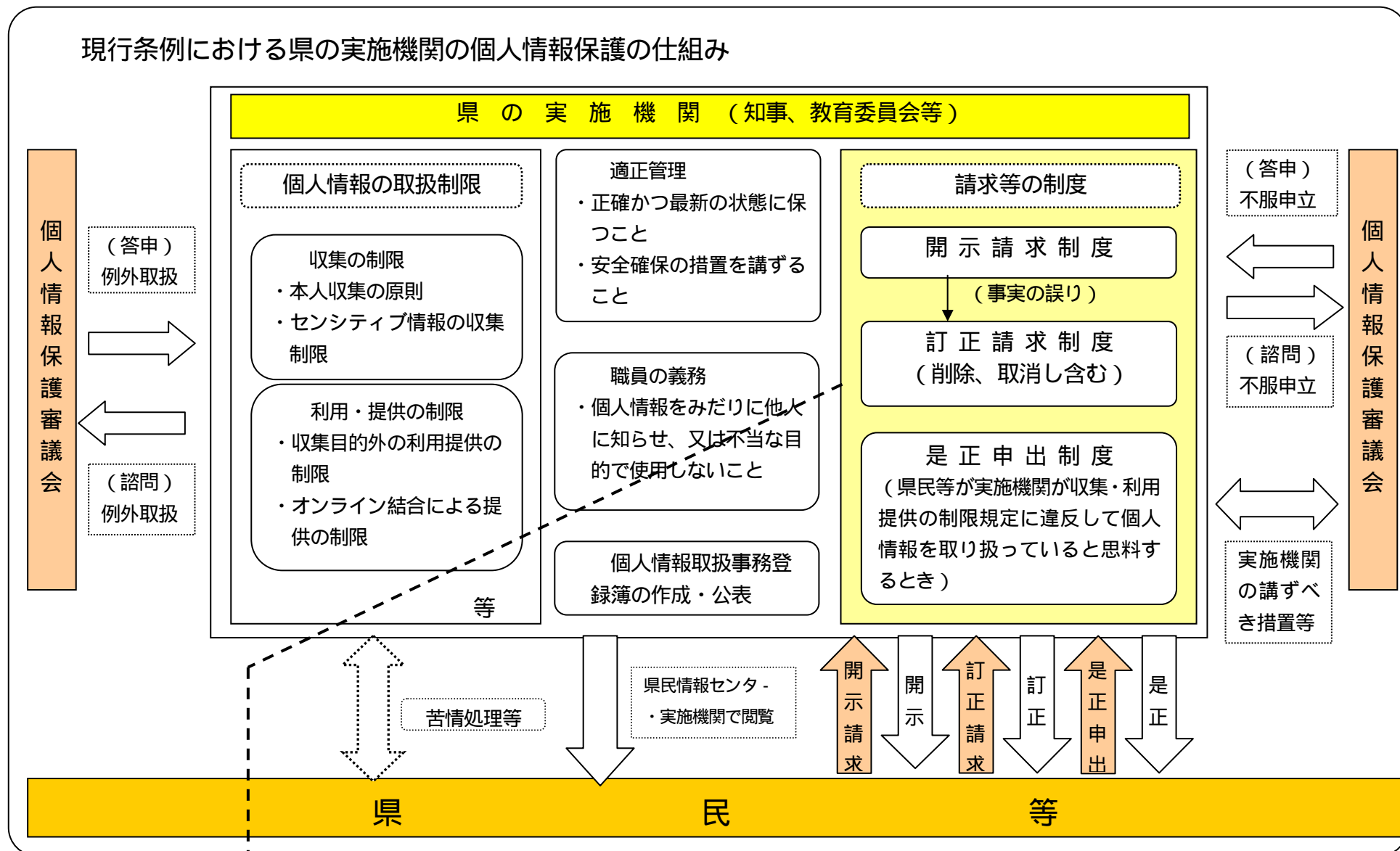


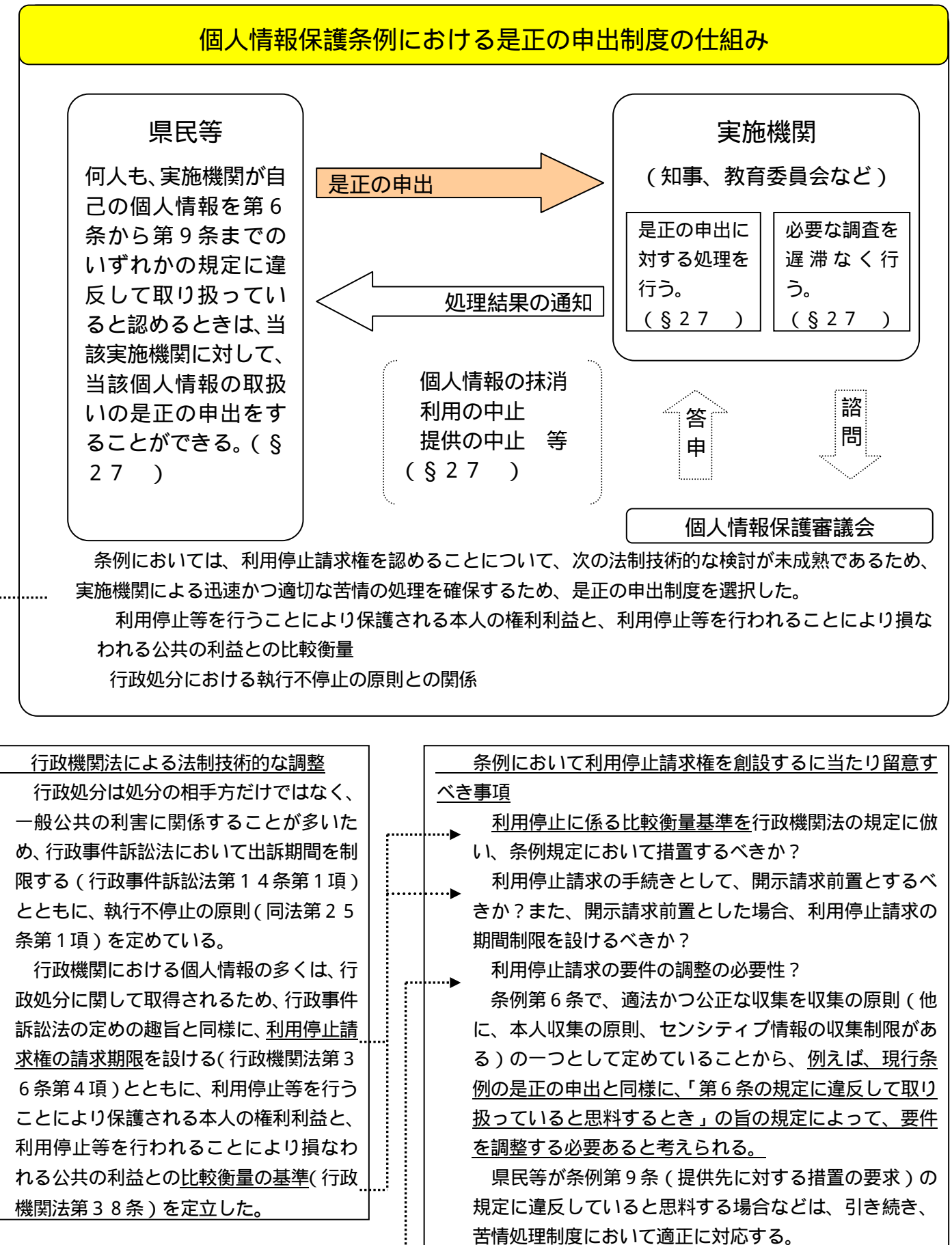
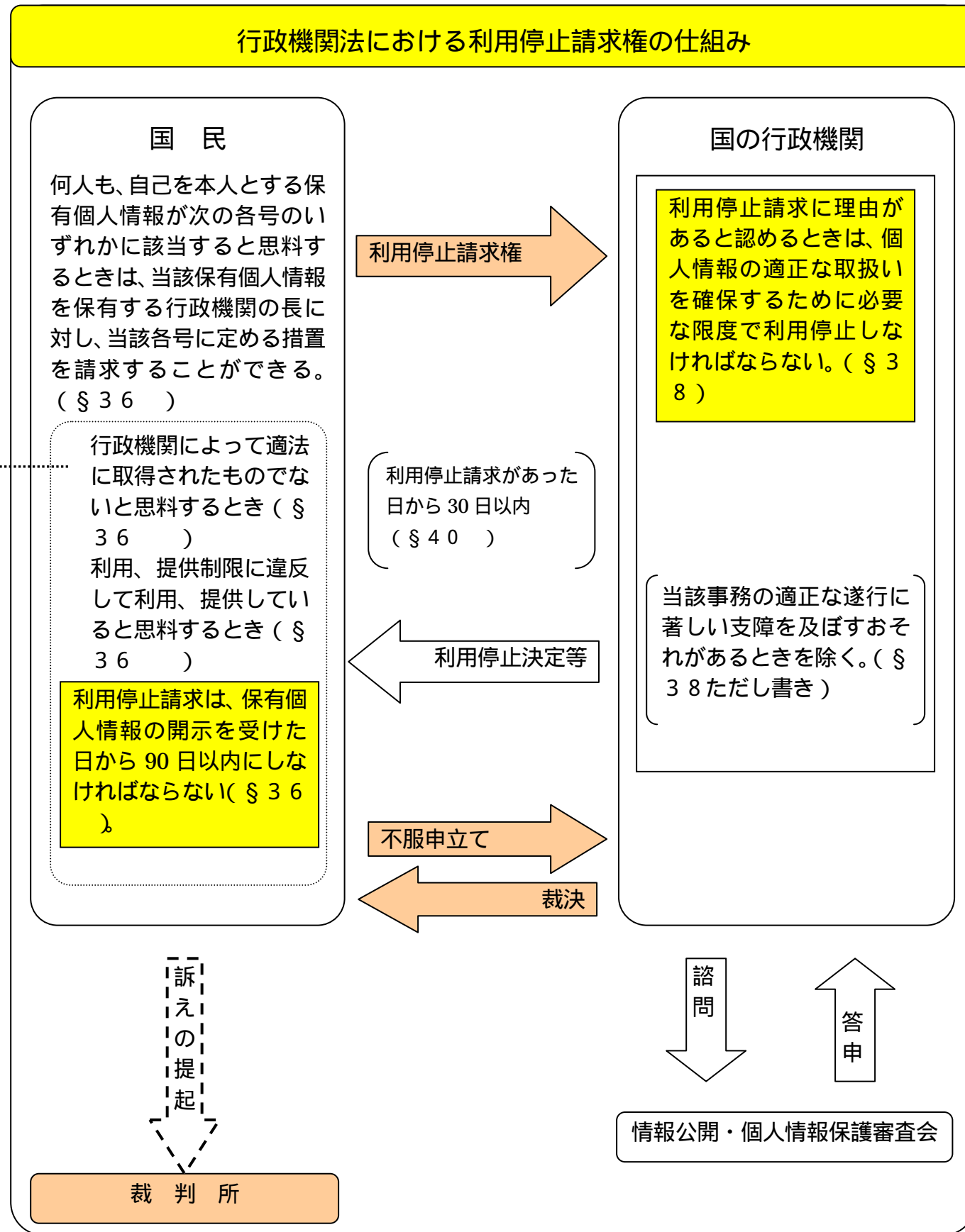
### 利用停止請求権の創設及び開示、訂正請求権関係規定の整備



#### 検討のポイント

- 利用停止請求権の創設
- 開示請求、訂正請求に係る手続規定 (不開示基準、裁量的開示など) の整備

# 利用停止請求権の創設（概要図）



開示請求権関係規定（開示請求及び開示決定等）の整備

概要図 3 - 1



県  
民  
等

開示請求

←

←

開示義務

開示決定等

開示の実施

**実施機関の措置等**

法定代理人による開示請求（法第12条第2項、条例第14条第2項）  
**本人が反対の意思表示をした場合の特例**

本人確認のための必要書類の提出（法第13条第2項、条例第15条第2項）  
**開示請求者への罰則**

補正に係る行政手続関係規定（法第13条第3項、条例規定なし）

不開示基準（法第14条、条例第17条）

裁量的開示（法第16条、条例規定なし）

存否応答拒否（法第17条、条例規定なし）

開示請求に対する措置（法第20条、条例第16条第4項）  
 ・開示決定等の通知  
 ・利用目的の通知

開示決定等の期限  
 ・原則15日（法は30日）  
 ・延長60日まで（法も同様）  
 ・期限の特例（法第20条、条例規定なし）

みなし不開示決定（法規定なし、条例第16条第3項）  
 事案の移送（法第21条、条例規定なし）

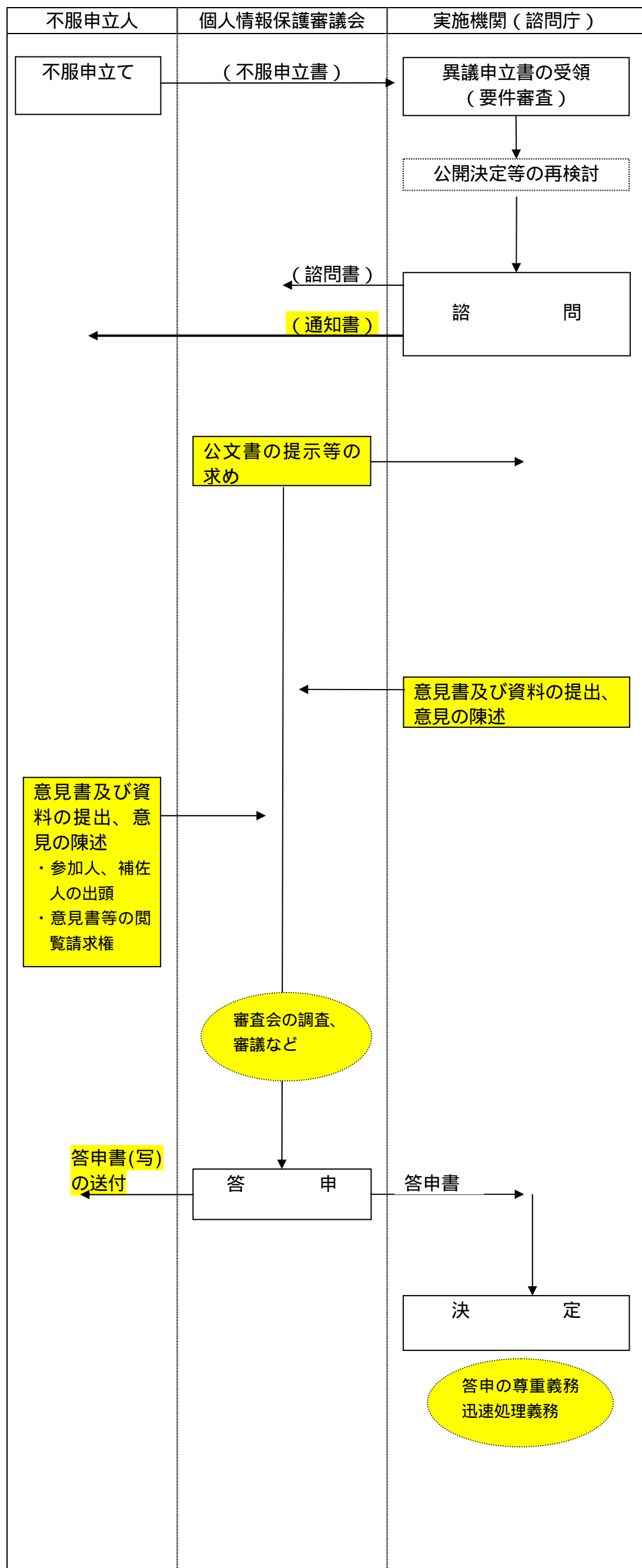
第三者への意見聴取の義務（法第23条第2項第3項、条例規定なし）

開示の実施時の再度の本人確認（法規定なし、条例第19条第1項）



開示請求権関係規定（不服申立て）の整備

概要図3 - 2



見直しの考え方

法、条例ともに、「不服申立てが不合法であるために却下する場合」を除いて個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）へ諮問する旨、規定している（行政機関法第42条、条例第26条）  
この規定を存置する。

法には、「諮問庁は、審査会に諮問したときは、不服申立人等にその旨を通知する」旨の規定（法第43条）があるが、条例に同様の規定がない。  
情報公開条例措置済み（同条例第18条）  
条例規定において明記する必要がある。

設置法には、審査会から次のことを求められた場合には、拒むことができない旨の規定（法第9条）があるが、条例には同様の規定がない。  
情報公開条例措置済み（同条例第20条）  
・公開決定等に係る公文書の提示  
・審議会の指定する方法により分類又は整理した資料の提出  
条例規定において明記する必要がある。

設置法（第9条）、条例（第38条）ともに、不服申立人、参考人及び実施機関の意見書等の提出について定めはある。  
設置法は、これに加え、次の規定（第10条、第13条）を定めているが、条例には同様の規定がない。  
情報公開条例措置済み（同条例第21条、第24条）  
・不服申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこと  
・参加人、補佐人が出頭できること  
・不服申立人等が、審査会に提出された意見書等の閲覧を求めることができること  
条例規定において明記する必要がある。

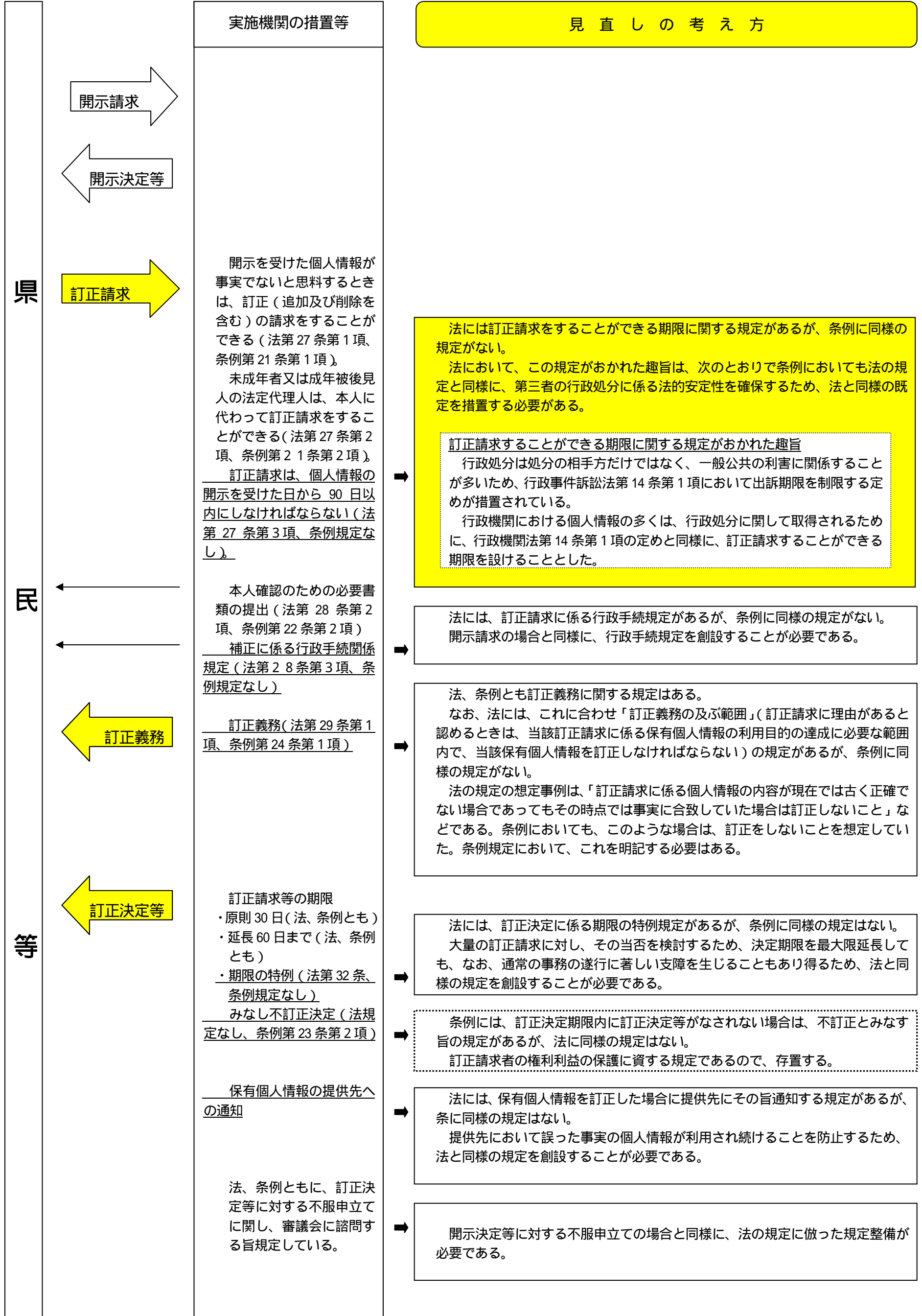
設置法には、審査会の調査権限等として次の規定（第9条第3項、第12条）を定めているが、条例には同様の規定はない。  
・適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるなどの権限  
・審査会委員による調査手続き  
情報公開条例措置済み（同条例第20条第4項、第23条）  
条例規定において明記する必要がある。

設置法には、答申書の写しを不服申立人に送付し、公表する規定（第16条）があるが、条例に同様の規定がない。  
情報公開条例措置済み（同条例第26条）  
条例規定において明記する必要がある。

行政機関法には、審査会の答申の尊重義務及び答申後の裁決又は決定の迅速処理義務の規定はない。  
情報公開条例第19条の規定に倣い、同様の規定を条例規定において明記する必要がある。

訂正請求権関係規定の整備

概要図 3 - 3



## 不開示基準の検討（その1）

### 1 不開示基準の基本的な考え方

行政機関法の開示請求に対する不開示基準は、行政機関情報公開法の開示基準と相応の制度的整合性を保たせつつ、もともと本人に関する情報を当該本人に開示するものであることから、不開示とすることによって保護すべき利益が情報公開法と異なるものがあることを留意して規定された。

一方、本県の情報公開条例の非公開基準は、公的部門の保有する情報の公開における非公開の基準の統一性を確保する見地などから、行政機関情報公開法との整合を図った。

したがって、条例に定める不開示情報規定は、行政機関法と行政機関情報公開法の開示基準の違いに留意しつつ、行政機関法の規定を見ながら、情報公開条例の非公開情報との相応の制度的整合を図ることが必要であると考えます。

### 2 不開示基準の見直しの概況

不開示基準（現行）		不開示基準（検討案）	行政機関法の不開示基準との関係		情報公開条例の非公開基準との関係	
	→	?	開示請求者の生命、健康等を害するおそれのある情報（§14）	同様？		規定はない
開示請求者以外の個人に関する情報（§17）	踏襲	開示請求者以外の個人に関する情報	開示請求者以外の個人に関する情報（§14）	同趣旨	個人に関する情報（§6）	同様
法人等に関する情報（§17）	整備	法人等に関する情報	法人等に関する情報（§14）	同趣旨	法人等に関する情報（§6）	同様
個人の評価等に関する情報（§17）	踏襲？	個人の評価等に関する情報		規定はない		規定はない
公共の安全に関する情報（§17）	整備	公共の安全に関する情報	公共の安全に関する情報（§14）	同様	公共の安全に関する情報（§6）	同様
法令秘等に関する情報（§17）	踏襲	法令秘等に関する情報		規定はない	法令秘等に関する情報（§6）	同様
国等との信頼関係等に関する情報（§17）	整備	意思形成過程に関する情報	意思形成過程に関する情報（§14）	同様	意思形成過程に関する情報（§6）	同様
実施機関の意思形成過程に関する情報（§17）						
実施機関の事務事業の執行に関する情報（§17）	整備	事務事業の執行に関する情報	事務事業の執行に関する情報（§14）	同様	意思形成過程に関する情報（§6）	同様
	→		国の安全に関する情報（§14）			規定はない



不開示基準等の検討（その2）

区 分	行政機関法	個人情報保護条例	情報公開条例	基本的な考え方
(1)開示請求権	<p>(開示請求権)</p> <p>第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(開示請求)</p> <p>第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報（前条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下第29条第4項において同じ。）の開示（当該個人情報が存在しない場合にその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p>	<p>(公開請求権)</p> <p>第4条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。</p>	<p>条例第14条第2項ただし書きには、本人が反対の意思を表示している場合は、法定代理人は本人に代わり開示請求をすることができない旨の規定があるが、行政機関法に同様の規定がない。行政機関法は、「本人の生命、健康などを害するおそれのある情報」を不開示基準（法第14条第1号）とすることで、法定代理人と本人の利益相反する場合の本人の権利利益の保護を図っている。</p> <p>条例において、本人の権利利益を保護する観点から、本人の反対の意思表示に関する規定を存置する必要がある。</p>
(2)開示義務及び不開示情報	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>(開示の実施)</p> <p>第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定（前条の規定による決定を含む。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。ただし、当該個人情報が存在しない旨を知らせる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(開示をしないことができる個人情報)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p>	<p>個人情報の開示請求に係る本人確認について、条例では、実施機関は開示請求時（条例第15条第2項）及び開示実施時（条例第19条第1項）に本人確認をする旨定めているが、行政機関法は開示請求時（法第13条第2項）にのみ本人確認することとしている。</p> <p>開示実施時にも本人確認する趣旨は、開示請求時と対応する職員が異なる場合に生じ得る誤った者への開示を防ぐことにあるため、この規定は存置する必要がある。</p>
開示請求者の生命、健康等を害するおそれのある情報	<p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>			<p>行政機関法第14条第1号は、本人の生命、健康などを害するおそれのある情報を不開示基準とする規定があるが、条例に同様の規定がない。</p> <p>行政機関法第14条第1号は、法定代理人による開示請求の場合で本人と法定代理人の利益が相反するとき（児童虐待のケースなど）や、開示請求のあった保有個人情報に治療困難な遺伝子疾患の原因遺伝子を保有している情報が含まれているときに、適切に対応するためである。</p> <p>条例は、第14条第2項ただし書きによって本人が反対の意思表示をしたときは法定代理人による開示請求を認めない旨の規定があるほか、条例第14条第3項に個人の評価等情報に係る不開示基準があるなど、行政機関法第13条第1号と同様の対応は可能である。</p>

区分	行政機関法	個人情報保護条例	情報公開条例	基本的な考え方												
<p>開示請求者以外の個人に関する情報</p>	<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>(1) 開示請求者（当該開示請求者が代理人の場合は、本人をいう。）以外の者の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）を含む情報であって、開示をすることにより、当該開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの</p> <p>運用状況（適用した回数、以下同じ。）</p> <table border="1" data-bbox="952 464 1492 527"> <tr> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校における生徒間のトラブルに関する調査書に含まれる他方当事者の担当教諭に陳述した発言内容</li> <li>20年前の県立病院入院時の看護記録に含まれる同室者の氏名及び行動内容</li> </ul>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	2	1	0	1	0	4	<p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>行政機関法第14条第2号は、公領域情報等個別に規定している例外を除いた特定の個人を識別することができる情報を不開示とする基準を設けたが、条例第17条第1号は正当な利益を害するものという実質的な基準を設けて対応している。</p> <p>個人に関する情報を不開示とする趣旨が個人の権利利益の保護であることにかんがみれば、行政機関法第14条第2号で規定する画一的、形式的な基準では、不開示とする範囲が拡大されざるおそれがあるため、原則開示の考え方からすれば、より実質的な基準である、当該開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるものをもって判断することのほうが適当であると考えられる。</p> <p>情報公開条例も「通常他人に知られたくないと認められるもの」という実質的な基準を採用している。</p>
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度											
2	1	0	1	0	4											
<p>法人等に関する情報</p>	<p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。）</p> <p>運用状況</p> <table border="1" data-bbox="952 1356 1492 1419"> <tr> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	0	0	0	0	0	0	<p>(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。</p>	<p>条例(第17条第2号)、行政機関法(第14条第3号)ともに、法人等の「正当な利益」を害するものを不開示基準としているが、行政機関法は、正当な利益を列挙（法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益）し、条例に比べわかりやすいものとなっている。</p> <p>ただ、行政機関法は第14条第3号ロで、「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示にする旨規定している。国の場合とは異なり、県では特に法人等情報だけを個人に関する情報と別異に取り扱う必要性は認められず、法人等から任意に情報提供を受けた場合については、法人等に関する情報や事務事業執行情報といった不開示情報基準の枠内で十分対処できるため、本号に任意提供情報を併せて規定する必要性は認められない。</p> <p>行政機関法第14条第3号ロの規定を除き、行政機関法の規定に倣い、条例の規定を整備する（情報公開条例第6条第2号の規定と同様）必要がある。</p>
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度											
0	0	0	0	0	0											
<p>個人の評価等に関する情報</p>		<p>(3) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示をすることにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの</p> <p>運用状況</p> <table border="1" data-bbox="952 1829 1492 1892"> <tr> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	2	1	0	1	0	0	<p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待に係る本人の精神保健相談記録に含まれる本人の父親についての発言内容及び県による父親への評価等の内容（父親が自己に関する個人情報があるとして開示請求してきた事例）</li> <li>教員採用試験の得点</li> </ul>	<p>条例第17条第3項に個人の評価等情報の不開示基準の規定はあるが、行政機関法は第14条第1号、同条第7号（イ、二など）により、条例の規定の対象はカバーしているものと考えられる。</p> <p>行政機関法第14条第1号の不開示基準の創設の適否とともに検討を要する。</p>
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度											
2	1	0	1	0	0											



区分	行政機関法	個人情報保護条例	情報公開条例	基本的な考え方																								
国の安全に関する情報	四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報			行政機関法第14条第4号に国の安全に関する情報の不開示基準の規定があるが、条例に同様の規定はない。 国際社会における国家としての存立にかかわる事務は国において行われる（地方自治法第1条の2第1項）ため、条例において同様の不開示情報規定の必要はない。																								
公共の安全等に関する情報	五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報 運用状況 <table border="1" data-bbox="952 575 1492 642"> <tr> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	0	0	0	0	0	0	(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	行政機関法第14条第5号は、刑事法の適用を中心としたものに限定しているが、条例はこれにのみ限定しているものではない。 刑事法適用以外の風俗営業の許認可、食品・環境・薬事などのいわゆる行政警察に関する情報は、他の行政情報と同一の不開示基準で対応できるため、行政機関法の規定に倣い、条例の規定を整備する（情報公開条例第6条第3号の規定と同様）必要がある。												
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度																							
0	0	0	0	0	0																							
法令秘等に関する情報		(5) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示をすることができない情報 運用状況 <table border="1" data-bbox="952 837 1492 905"> <tr> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	0	0	0	0	0	0	(4) 法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができない情報	条例第17条第5号に法令秘情報の不開示基準の規定があるが、行政機関法に同様の規定はない。 条例は法令に違反しない限りにおいて制定できること及び個人情報保護条例と他の法令は一般法と個別法であることを確認した条文であり、情報公開条例第6条第4号と同様に存置する必要はある。												
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度																							
0	0	0	0	0	0																							
意思形成過程に関する情報	六 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(6) 県と国等又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人をいう。以下同じ。）との間の協議、依頼等に基づく事務事業に関する情報であって、開示をすることにより、県と国等又は特殊法人との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの 運用状況 <table border="1" data-bbox="952 1163 1492 1230"> <tr> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> （具体例） <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談記録に含まれる関係市町長からの通報書（県にのみ提供することが前提で記載されたもの）</li> </ul> (7) 実施機関が行う事務事業に係る審議、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来同種の事務事業の公正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの 運用状況 <table border="1" data-bbox="952 1520 1492 1587"> <tr> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	0	1	0	1	0	0	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	0	0	0	0	0	0	(5) 県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	条例第17条第6号及び同条第7号、行政機関法第14条第6号ともに、国や地方公共団体等の行政機関が保有する意思形成過程情報の不開示基準を定めている。 行政機関法は、意思形成過程情報の不開示基準は、当該行政機関が保有しているものと他の行政機関が保有しているものによって異なるものではないという前提に立っている。 条例は、不開示にする基準は、県以外の行政機関の保有する情報にあっては、国などとの協力関係又は信頼関係を損なわれると認められるもの（第17条第6号）とし、県の保有する情報にあっては、事務事業の公正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの（第17条第7号）としている。 公務部門の意思形成過程情報において、不開示基準を差別化する必然性はないため、行政機関法の規定に倣った規定の整備が必要である。 情報公開条例においても同様の措置を講じたところである。
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度																							
0	1	0	1	0	0																							
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度																							
0	0	0	0	0	0																							

区分	行政機関法	個人情報保護条例	情報公開条例	基本的な考え方												
<p>事務事業執行に関する情報</p>	<p>七 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>(8) 実施機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、入札、争訟、交渉、渉外等の事務事業に関する情報であつて、開示することにより当該事務事業の執行の目的を失わせるおそれのあるもの及び開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの運用状況</p> <table border="1" data-bbox="952 493 1492 556"> <thead> <tr> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地買収に係る建物評価書に含まれる評価基準として用いる単価、歩掛り</li> </ul>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	0	2	0	4	0	1	<p>(6) 県の機関若しくは国若しくは他の地方公共団体が行う事務若しくは事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は警察官その他の公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）（以下「警察官等」という。）の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であつて、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>行政機関法第14条第7号は、事務事業の実施主体を国の行政機関のみならず地方公共団体等も合わせて不開示基準の対象としているが、条例第17条第8号は実施機関のみを事務事業の主体として不開示基準を措置している。</p> <p>実施機関に支障がなくとも、国や他の地方公共団体の事務事業に支障を及ぼす結果になっても開示しなければならないことが想定されるので、行政機関法第14条第8号の規定に倣い整備する必要がある。</p> <p>なお、行政機関法第14条第7号二に規定する人事管理に係る事務に関する不開示基準は、条例第17条第3号に定める個人の評価等情報に規定する不開示基準に含まれる概念であると考えられ、また、個人の評価等情報として、次のような事例を不開示としてきたため、個人の評価等に関する事務として不開示基準を規定する方向で検討する。</p>
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度											
0	2	0	4	0	1											

個人情報の保護に関する条例（現行条例規定と検討案等との対比）

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
<p>第3節 個人情報の開示及び訂正 （開示請求） 第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報（前条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下第29条第4項において同じ。）の開示（当該個人情報が存在しない場合にその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p>	<p>第3節 個人情報の開示、訂正及び利用停止 （開示請求） 第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p>	<p>第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 （開示請求権） 第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>概要図3-1</p>
<p>（開示請求の方法） 第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。 (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所 (2) 開示請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所 (3) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p>	<p>（開示請求の手続） 第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関の規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>	<p>（開示請求の手続） 第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>	<p>概要図3-1</p>
<p>（開示請求に対する決定等） 第16条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定（第18条の規定による決定を含む。）をしなければならない。 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、開示請求書が提出された日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の期間及び理由を当該開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に通知しなければならない。 3 前項の規定により第1項の期間が延長された場合において、当該延長に係る期間内に同項の決定がなされないときは、開示請求者は、当該延長に係る期間が経過した日において開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。 4 実施機関は、第1項の決定をしたときは、その内容を開示請求者に通知しなければならない。 5 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定（第18条の規定による決定を含む。）をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。</p>			



個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
<p>6 実施機関は、第1項の決定をするに当たっては、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。</p>			
<p>（開示をしないことができる個人情報） 第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。</p>	<p>（保有個人情報の開示義務） 第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>（保有個人情報の開示義務） 第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>概要図3-1 不開示基準等の検討(その1)</p>
		<p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>不開示基準等の検討(その2)(2)</p>
<p>(1) 開示請求者(当該開示請求者が代理人の場合は、本人をいう。)以外の者の個人情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)を含む情報であつて、開示をすることにより、当該開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの</p>	<p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示をすることにより、<u>当該開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの</u></p>	<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、<u>なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u>                      イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報                      ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報                      ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>不開示基準等の検討(その1)(2)</p>
<p>(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であつて、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。)</p>	<p>(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、<u>当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</u></p>	<p>三 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。                      イ 開示することにより、<u>当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u>                      ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>不開示基準等の検討(その2)(2)</p>
<p>(3) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であつて、開示をすることにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの</p>	<p>(3) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であつて、開示をすることにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの</p>		<p>不開示基準等の検討(その2)(2)</p>

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
		四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	不開示基準等の検討(その2)(2)
(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報	(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	不開示基準等の検討(その2)(2)
(5) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示をすることができない情報	(5) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示をすることができない情報		不開示基準等の検討(その2)(2)
(6) 県と国等又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人をいう。以下同じ。）との間の協議、依頼等に基づく事務事業に関する情報であって、開示することにより、県と国等又は特殊法人との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの (7) 実施機関が行う事務事業に係る審議、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの	(6) 県の機関並びに国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	六 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	不開示基準等の検討(その2)(2)
(8) 実施機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、入札、争訟、交渉、渉外等の事務事業に関する情報であって、開示することにより当該事務事業の執行の目的を失わせるおそれのあるもの及び開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの	(7) 県の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	七 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	不開示基準等の検討(その2)(2)

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
<p>（部分開示） 第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当することにより開示をしないことができる個人情報が含まれている場合において、当該開示をしないことができる個人情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該開示をしないことができる個人情報に係る部分を除いて、開示をしなければならない。</p>	<p>（部分開示） 第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号のいずれかに該当することにより開示をしないことができる保有個人情報が含まれている場合において、当該開示をしないことができる保有個人情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該開示をしないことができる保有個人情報に係る部分を除いて、開示をしなければならない。</p>	<p>（部分開示） 第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	
	<p>（裁量的開示） 第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>	<p>（裁量的開示） 第十六条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>	概要図3-1
	<p>（保有個人情報の存否に関する情報） 第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>	<p>（保有個人情報の存否に関する情報） 第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>	概要図3-1
	<p>（開示請求に対する措置） 第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の収集目的及び開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。 ただし、次の各号のいずれに該当する場合における当該収集目的については、この限りでない。 (1) 収集目的を本人に通知することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 (2) 収集目的を本人に通知することにより、県の機関並びに国、他の地方公共団体及び独立行政法人等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>（開示請求に対する措置） 第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	概要図3-1
	<p>（開示決定等の期限） 第21条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から起算して60日（第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下次条において同じ。）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。</p>	<p>（開示決定等の期限） 第十九条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	概要図3-1



個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第22条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> <p>2 開示請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの保有個人情報について開示決定等を行わないときは、開示請求者は、当該残りの保有個人情報について不開示決定があったものとみなすことができる。</p>	<p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第二十条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>備 考</p> <p>概要図3-1</p>
	<p>（事案の移送）</p> <p>第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>（事案の移送）</p> <p>第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとする。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>概要図3-1</p>
		<p>（独立行政法人等への事案の移送）</p> <p>第二十二条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第十二条第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とする。</p>	

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
<p>（開示の実施）</p> <p>第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定（前条の規定による決定を含む。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。ただし、当該個人情報が存在しない旨を知らせる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。ただし、当該個人情報が存在しない旨を知らせる場合にあっては、第16条第4項の規定による通知により行うものとする。</p> <p>(1) 文書、図画及び写真 当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) 映像又は音に係る電磁的記録 当該個人情報に係る部分を再生装置により再生したものの視聴又は当該部分の写しの交付</p> <p>(3) 電子計算機処理に使用される電磁的記録（前号に規定する電磁的記録を除く。） 当該個人情報に係る部分を印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付</p> <p>(4) 前2号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 前2号に規定する方法に準じた方法</p> <p>3 実施機関は、前項本文の方法による個人情報の開示をすることにより当該個人情報が記録されている物を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、前条の規定により個人情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報が記録された物の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより個人情報の開示をすることができる。</p>		<p>3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>概要図3-1</p>
<p>（簡易な開示）</p> <p>第20条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求しようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭によりすることができる。</p> <p>2 前項の規定により開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により開示請求があったときは、第16条及び前条第1項の規定にかかわらず、直ちに個人情報の開示をしなければならない。この場合において、当該個人情報の開示の方法は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が定める方法によるものとする。</p>			

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第24条 開示請求に係る保有個人情報に県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第42条及び第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第十四条第二号口又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>備 考</p> <p>概要図3-1</p>
	<p>（開示の実施）</p> <p>第25条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。</p> <p>5 前項の規定による申出は、第20条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>（開示の実施）</p> <p>第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	



個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>（簡易な開示）</p> <p>第26条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求しようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭によりすることができる。</p> <p>2 前項の規定により開示請求しようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により開示請求があったときは、第16条及び前条第1項の規定にかかわらず、直ちに保有個人情報の開示をしなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示の方法は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関の規則で定める方法によるものとする。</p>		
	<p>（他の法令による開示の実施との調整）</p> <p>第27条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>（他の法令による開示の実施との調整）</p> <p>第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	
<p>（費用の負担）</p> <p>第25条 第19条第2項又は第3項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>		<p>（手数料）</p> <p>第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p>	
<p>（訂正請求）</p> <p>第21条 第19条第1項又は前条第3項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 第14条第2項本文の規定は、訂正請求について準用する。</p>	<p>（訂正請求権）</p> <p>第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第27条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。</p>	<p>第2節 訂正</p> <p>（訂正請求権）</p> <p>第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>二 第二十二条第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>三 開示決定に係る保有個人情報であって、第二十五条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なければならない。</p>	<p>概要図3-3</p>

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
<p>（訂正請求の方法）</p> <p>第22条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 訂正請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所</p> <p>(3) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(4) 訂正を求める内容</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。</p>	<p>（訂正請求の手續）</p> <p>第29条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関の規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>（訂正請求の手續）</p> <p>第二十八条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>備 考</p> <p>概要図3-3</p>
	<p>（保有個人情報の訂正義務）</p> <p>第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	<p>（保有個人情報の訂正義務）</p> <p>第二十九条 行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	<p>概要図3-3</p>
<p>（訂正請求に対する決定等）</p> <p>第23条 実施機関は、訂正請求書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をすることがあるかどうかの決定をしなければならない。</p> <p>2 第16条第2項から第4項まで及び第5項前段の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。</p>	<p>（訂正請求に対する措置）</p> <p>第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>（訂正請求に対する措置）</p> <p>第三十条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>（訂正の実施）</p> <p>第24条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る個人情報の訂正をしなければならない。</p>			
	<p>（訂正決定等の期限）</p> <p>第32条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が訂正決定等をしないときは、開示請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。</p>	<p>（訂正決定等の期限）</p> <p>第三十一条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>概要図3-3</p>

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>（訂正決定等の期限の特例）</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 訂正決定等をする期限</p> <p>2 訂正請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項第2号の期限までに、訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、当該残りの保有個人情報について不訂正決定があったものとみなすことができる。</p>	<p>（訂正決定等の期限の特例）</p> <p>第三十二条 行政機関の長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 訂正決定等をする期限</p>	<p>概要図3-3</p>
	<p>（事案の移送）</p> <p>第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第23条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p>	<p>（事案の移送）</p> <p>第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他行政機関の長において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p>	<p>概要図3-1</p>
		<p>（独立行政法人等への事案の移送）</p> <p>第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第二十八条第三項」とする。</p> <p>3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法人等個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p>	



個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>（保有個人情報の提供先への通知）  <u>第35条 実施機関は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知）                      第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>備 考                      概要図3-3</p>
<p>（不服申立てがあった場合の手續）                      第26条 実施機関は、第16条第1項又は第23条第1項の決定（第16条第3項（第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定により決定があったものとみなされる場合を含む。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを却下するときを除き、あらかじめ、審議会の意見を聴いて、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。この場合において、実施機関は、審議会の意見を尊重するものとする。</p>			
<p>（是正の申出）                      第27条 何人も、実施機関が自己の個人情報を第6条から第9条までのいずれかの規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。                      2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「是正申出書」という。）を実施機関に提出しなければならない。                      (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所                      (2) 是正の申出をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所                      (3) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項                      (4) 是正の申出に係る個人情報の取扱い並びに是正を求める内容及び理由                      (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項                      3 実施機関は、是正申出書の提出があったときは、遅滞なく、必要な調査を行い、あらかじめ、審議会の意見を聴いて、是正の申出に対する処理を行い、速やかに、その結果を是正申出書を提出した者に通知しなければならない。                      4 第2項第4号に規定する是正を求める理由が、第6条第3項若しくは第4項、第7条又は第8条の規定に違反して実施機関が個人情報を取り扱っているとする場合において、それぞれ第6条第3項第6号若しくは第4項ただし書、第7条第4号又は第8条第2項の規定により、既に審議会の意見を聴いているときは、前項の規定にかかわらず、審議会の意見を聴くことを要しない。                      5 第14条第2項本文及び第15条第2項の規定は、是正の申出について準用する。</p>			
	<p>（利用停止請求権）                      第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。                      一 第6条の規定に違反して収集されているとき、又は第7条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去                      二 第7条及び第8条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>第3節 利用停止                      （利用停止請求権）                      第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。                      一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去                      二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>	<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。</p>	
	<p>（利用停止請求の手續）</p> <p>第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関の規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>第3節 利用停止</p> <p>（利用停止請求の手續）</p> <p>第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	
	<p>（保有個人情報の利用停止義務）</p> <p>第38条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>（保有個人情報の利用停止義務）</p> <p>第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	
	<p>（利用停止請求に対する措置）</p> <p>第39条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>（利用停止請求に対する措置）</p> <p>第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	
	<p>（利用停止決定等の期限）</p> <p>第40条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、開示請求者は、不利用停止決定があつたものとみなすことができる。</p>	<p>（利用停止決定等の期限）</p> <p>第四十条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>（利用停止決定等の期限の特例）</p> <p>第41条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</li> <li>二 利用停止決定等をする期限</li> </ul> <p>2 利用停止請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項第2号の期限までに、利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、当該残りの保有個人情報について不利用停止決定があったものとみなすことができる。</p>	<p>（利用停止決定等の期限の特例）</p> <p>第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</li> <li>二 利用停止決定等をする期限</li> </ul>	
	<p>第4節 不服申立て （審議会への諮問）</p> <p>第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、あらかじめ、審議会に諮問をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</li> <li>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条第1項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</li> <li>(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</li> <li>(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</li> </ol>	<p>第5節 不服申立て （審査会への諮問）</p> <p>第四十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</li> <li>二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条第一項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</li> <li>三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</li> <li>四 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</li> </ol>	<p>概要図3-2</p>
	<p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第43条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不服申立人及び参加人</li> <li>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</li> <li>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</li> </ol>	<p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第四十三条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 不服申立人及び参加人</li> <li>二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</li> <li>三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</li> </ol>	<p>概要図3-2</p>



個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>（裁決又は決定）</p> <p>第44条 諮問庁は、審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>2 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）</p> <p>第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。</p>	<p>備 考</p> <p>概要図3-2</p>
	<p>（審査会の調査権限）</p> <p>第44条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求める。</p> <p>3 諮問庁は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関して、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。</p>	<p>（審査会の調査権限） 設置法</p> <p>第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>概要図3-2</p>
	<p>（意見の陳述）</p> <p>第46条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>（意見の陳述） 設置法</p> <p>第十条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>概要図3-2</p>
	<p>（意見書等の提出）</p> <p>第47条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>（意見書等の提出） 設置法</p> <p>第十一条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>概要図3-2</p>
	<p>（委員による調査手続）</p> <p>第48条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された公文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>（委員による調査手続） 設置法</p> <p>第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>概要図3-2</p>

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>（提出された意見書等の閲覧等）                      第49条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあつては、これらに準ずる行為として実施機関の規則で定める行為。以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。                      2 審議会は、前項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>（提出資料の閲覧） 設置法                      第十三条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。                      2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>概要図3-2</p>
	<p>（答申等）                      第50条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>（調査審議手続の非公開） 設置法                      第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>概要図3-2</p>
<p>（苦情の処理）                      第28条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があつたときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。</p>			
<p>第5節 他の制度との調整等                      第29条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。                      (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第3条第1項に規定する指定統計調査によって集められた個人情報                      (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（県が行うものを除く。）によって集められた個人情報                      (3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報                      (4) 統計調査条例（昭和39年兵庫県条例第42号）第2条第1項に規定する統計調査によって集められた個人情報                      2 この章の規定は、兵庫県立図書館その他の施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。                      3 法令又は他の条例（情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）を除く。）の規定により個人情報の開示を受け、又は訂正を求めることができるときは、当該法令又は他の条例の定めるところによる。</p>	<p>第5節 他の制度との調整等                      第51条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。                      (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第3条第1項に規定する指定統計調査によって集められた個人情報                      (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（県が行うものを除く。）によって集められた個人情報                      (3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報                      (4) 統計調査条例（昭和39年兵庫県条例第42号）第2条第1項に規定する統計調査によって集められた個人情報                      2 この章の規定は、兵庫県立図書館その他の施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。</p>	<p>第5章 雑則                      （適用除外等）                      第四十五条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。）については、適用しない。                      2 保有個人情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。</p>	
		<p>（権限又は事務の委任）                      第四十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、前三章（第十条及び前章第四節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。</p>	

個人情報保護条例（現行）	個人情報保護条例（検討案）	行政機関法等の関連規定	備 考
	<p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第52条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 知事は、この条例の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。</p>	<p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第四十七条 行政機関の長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。</p>	
	<p>（費用の負担）</p> <p>第53条 次の各号に掲げる写しの交付を受ける者は、それぞれ当該写しの作成及び送付（これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるもの</p> <p>(2) 第49条第1項の意見書又は資料の写しの交付を受けるもの</p>		
	<p>（苦情の処理）</p> <p>第54条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。</p>	<p>（苦情処理）</p> <p>第四十八条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	
		<p>（資料の提出及び説明の要求）</p> <p>第五十条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。</p>	
		<p>（意見の陳述）</p> <p>第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べるることができる。</p>	